

環境学習 STATION における環境教育教材・参考資料一覧（リンク集）の掲載基準等について

令和8年4月1日

大臣官房総合政策課環境教育推進室長

（目的）

第1条 環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室（以下「環境教育推進室」）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）第9条第2項及び第10条第2項の規定を踏まえ、環境教育・学習支援のためのポータルサイト（以下「環境学習 STATION」という。）を開設・運営しており、環境学習 STATION 内の環境教育教材・参考資料一覧のリンク集（以下「教材ページ」という。）へのリンク掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（リンク掲載）

第2条 環境教育推進室は、学校教育及び社会教育での環境教育に資する情報又は職場での環境保全の意欲の増進若しくは環境教育に資する情報を広く収集し、当該サイトのリンクポリシーに従って、調整の上で、教材ページにリンクを掲載するものとする。また、サイト制作者からの掲載希望を受けて、情報の確認を行い、教材ページへのリンクを掲載するものとする。

リンク掲載の対象となる情報は、次のいずれかとする。

- ・学校教育及び社会教育での環境教育に資する情報
- ・職場での環境保全の意欲の増進又は環境教育に資する情報

なお、ここで言う情報とは、参考情報のみではなく、補助教材、動画、指導参考資料、GIS、法令・ガイドライン、白書、実践事例の紹介等を含むものとし、無償で広く提供されるものとする。

また、次の事項が含まれることが判明した場合には掲載せず、掲載後であっても、ただちに掲載を中止することがあるものとする。

- ・事実や法令及び公序良俗に反するもの
- ・特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難するもの
- ・こどもの心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている

（制作者）

第3条 教材ページへのリンクを希望するサイト制作者は、以下のいずれかに該当する者であること。

- ・国の機関
- ・地方公共団体及びその機関
- ・日本国内で法人格を有する団体

ただし、当面の間は、日本国内で法人格を有する団体については、国立研究開発法人などの独立行政法人や、過去に国の機関が実施していた事業の移管を受け、その事業運営を行っている団体に限定する。

(規程の変更)

第4条 環境教育推進室は、この規程を変更することができる。この場合においては、環境学習STATIONに当該規程を掲載する方法により公示するものとする。

附 則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。